

U7-2025-

# 労働基準監督 A

## 専門(多肢選択式)試験問題

### 注 意 事 項

1. 問題は **48 題(46 ページ)**あります。

問題は必須問題 **12 題**(No. 1 ～No.12)と選択問題 **36 題**(No.13～No.48)に分かれています。選択問題については**任意の 28 題**を選択し、必須問題と合計して **40 題**を解答してください。

なお、選択問題については、28 題を超えて解答しても超えた分については採点されません。

2. 解答時間は **2 時間 20 分**です。

3. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。

4. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。

5. 下欄に受験番号等を記入してください。

|          |          |      |     |
|----------|----------|------|-----|
| 第 1 次試験地 | 試験の区分    | 受験番号 | 氏 名 |
|          | 労働基準監督 A |      |     |

**指示があるまで中を開いてはいけません。**

途中で退室する場合……………本試験種目終了後の問題集の持ち帰りを

希望しない

No. 1～No. 12は**必須問題**です。

これらの問題について、**全てを解答**してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 1】 労働者の人権の保障(労働憲章)や差別の禁止等に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならないことが、労働基準法によって定められている。この社会的身分には雇用形態も含まれると解されており、いわゆる非正規雇用であることを理由とする差別はこの差別の禁止に反するとするのが判例の立場である。
2. 使用者は、労働者の性別を理由として、賃金について差別的取扱いをしてはならないことが、労働基準法によって定められている。賃金以外の差別的取扱いについては、人事権の濫用など権利の濫用として労働契約法を根拠に無効と扱われる可能性があるのみで、明確に禁止する法律の規定は存在しない。
3. 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制してはならないことが、労働基準法によって定められている。これに違反して労働を強制した使用者に対しては、刑事罰の定めはなく、都道府県労働局長による助言のみが行われることとされている。
4. 中間搾取の排除として、何人も、法律に基づいて許される場合のほか、業として他人の就業に介入して利益を得てはならないことが、労働基準法によって定められている。法律に基づいて許される場合として、職業安定法で定める要件を満たす形で行われる有料職業紹介事業によって利益を得る場合などがある。
5. 労働基準法は、公民権の保障について、使用者は、労働者が労働時間中に選挙権を行使するために必要な時間を請求した場合は拒んではならず、かつ、請求された時刻を変更することも許されないと規定している。また、同法は、労働者が裁判員を務める場合は、裁判員の職務のために就労できなかった時間について、賃金全額を支給することを使用者に義務付けている。

【No. 2】 労働基準法上の労働時間等に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 事業場外労働のみなし労働時間制は、労働者が外回りの営業などにより事業場外で業務に従事した場合において、使用者が労働時間を算定し難いときに適用が可能である。したがって、事業場外で業務に従事した場合であっても、労働時間の算定が容易に可能であれば、この制度を適用することはできない。
2. 変形労働時間制には、1日単位、1か月単位、1年単位の三つの類型がある。このうち、1か月単位の変形労働時間制は、1か月以内の一定の期間を平均し、1週間当たりの労働時間が50時間を超えない限り、時間外労働が発生しないとするものである。
3. フレックスタイム制が適用される労働者については、自身の判断で1日の法定労働時間を超えて労働した日についても、ただちに時間外労働があったと扱われるわけではなく、清算期間として定められた1か月の総労働時間が160時間を超えた場合に、超過した時間の労働が時間外労働と扱われることになる。
4. 労働基準法が規制の対象とする労働時間は、使用者が休憩時間を除き実際に労働者を労働させる時間であり、かつ、労働者が使用者の指揮命令下にあると客観的に評価できる時間であることが、同法によって明文で定められている。
5. いわゆる管理監督者については、労働基準法における労働時間や年次有給休暇に関する規定の適用が除外されている。この管理監督者に該当するか否かの判断においては、その者が部下等を管理監督している事実があれば足り、その者がいかなる時間管理の下にあるか、どのような待遇を受けているかについて考慮されることはない。

【No. 3】 賃金に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 最低賃金法によれば、最低賃金額は、時間によって定めるもののほか、日又は月によっても定めることとされている。また、最低賃金のうち、地域別最低賃金については、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、労働政策審議会又は地方労働審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならないとされている。
2. 労働基準法では、賃金とは名称のいかんを問わず労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものとされている。いわゆる退職金は、就業規則等でそれを支給することや支給時期、額の決定方法が定められていない場合であっても賃金である。また、いわゆる家族手当は、労働とは直接関係がないものであり、就業規則等により制度化されている場合であっても賃金ではない。
3. 労働基準法上の平均賃金とは、算定すべき事由の発生した日以前3か月間にその労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総労働日数で除した金額をいう。また、平均賃金の算定期間中に、臨時の賃金や3か月を超える期間ごとに支払われる賃金が支払われた場合は、賃金の総額に算入される。
4. 労働基準法上のいわゆる管理監督者については、使用者は、時間外労働、休日労働及び深夜労働についての割増賃金を支払う必要はない。また、いわゆる高度プロフェSSIONAL制度が適用される労働者については、使用者は、時間外労働、休日労働についての割増賃金を支払う必要はないが、深夜労働についての割増賃金は支払う必要がある。
5. 労働基準法上の休業手当については、「使用者の責に帰すべき事由」によらない不可抗力による休業の場合には、休業手当を支給する義務は生じない。また、休業手当は労働者が休業した期間に対して支払われるが、労働協約、就業規則又は労働契約により休日と定められている日については、休業手当を支給する義務は生じない。

【No. 4】 不当労働行為及びその救済に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 労働組合と使用者の団体交渉において、使用者が交渉に毎回出席している場合、使用者による主張や回答について根拠資料の提出がなく、主張の根拠等の説明が具体性を欠くものであったとしても、交渉が行われている以上、労働組合法第7条第2号の団交拒否の不当労働行為には該当しないと解される。
2. 労働組合法第7条第3号の支配介入とは、使用者が労働組合を意のままに支配している状態を指すため、使用者が自社の労働組合の組合員に対し、当該労働組合からの脱退を勧奨しただけでは、同号にいう支配介入には該当しないと解される。
3. 労働組合の組合員に対して、本人の希望しない配置転換を行うことは、それが客観的に不利益な取扱いといえるのであれば、その者が組合員である以上、使用者に不当労働行為意思があるか否かにかかわらず、労働組合法第7条第4号の不利益取扱いの不当労働行為に該当すると解される。
4. 労働委員会の救済命令に不服がある当事者は、労働審判を申し立てることによって、当該救済命令の当否の判断を求めることができる。申立てを受けた労働審判委員会は、当該救済命令に理由がないと判断した場合、これを取り消す審判を行う。
5. 労働委員会は独立行政委員会的一种であり、国に設置されている中央労働委員会と都道府県に設置されている都道府県労働委員会がある。委員は、公益委員、労働者委員、使用者委員であり、不当労働行為の成否に関する審査等を行う。

【No. 5】 妊娠、出産、育児や介護等に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。なお、育児休業、介護休業は、それぞれ育児・介護休業法<sup>\*1</sup>が定めるものをいう。

1. 令和3年の育児・介護休業法改正によって、出生時育児休業(産後パパ育休)の制度が新たに設けられた。この制度では、子の出生後8週間以内に、4週間までの休業を2回まで分割して取得することができる。また、労使協定により定められた労働者については、労働者本人の申出など一定の手続と要件の下、休業期間中に就業させることができる。
2. 育児休業は、原則として子が満1歳に達するまでの期間取得することができ、育児・介護休業法所定の要件を満たす場合は、1歳半、2歳に達するまでと延長が可能である。これに対し、介護休業は、要介護状態にある家族1名につき通算1年を上限として、2回まで分割して取得することができる。
3. 育児休業の取得を理由として労働者を解雇することは、男女雇用機会均等法<sup>\*2</sup>の規定により禁止されている。他方で、介護休業の取得を理由として労働者を解雇することは、労働契約法第16条の解雇権濫用法理の適用を受ける可能性はあるものの、育児・介護休業法の規定により禁止されてはいない。
4. 産前産後休業は、労働基準法によって、出産予定日前の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)、出産後の8週間と定められている。産前産後休業の期間については、労働者本人が就労を希望した場合であっても、使用者は当該労働者を就労させてはならず、かつ、休業中の経済的な支援として、休業前賃金の67%を支給しなければならない。
5. 育児休業や介護休業を取得中の労働者に対しては、使用者に当然に賃金支払義務が生じるわけではないが、経済的な支援として育児休業給付、介護休業給付が設けられている。育児休業給付は休業前賃金の67%(休業開始から180日経過以降は50%)、介護休業給付は休業前賃金の50%を給付することが、育児・介護休業法によって定められている。

\*1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

\*2 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

【No. 6】 労働安全衛生法に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 常時使用する労働者の数が1,000人を超える事業場にあつては、産業医を2人以上選任しなければならない。また、坑内労働その他一定の有害な業務に常時300人を超える労働者を従事させる事業場にあつては、産業医はその事業場に専属の者でなければならない。
2. 事業者は、労働者の危険、健康障害及び労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならないとされている。また、労働者は、事業者が講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならないとされている。
3. 事業者は、常時使用することになる労働者が希望した場合、雇入れ後、速やかに健康診断を実施しなければならない。また、労働者は、事業者が指定した医師による健康診断を受けなければならない、他の医師の行う健康診断を受けることは認められていない。
4. 医師による面接指導は、休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1か月当たり120時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対して実施することとされている。また、事業者は、医師による面接指導を実施するため、労働者の労働時間の状況を把握するよう努めれば足りるとされている。
5. 事業者は、事業場における安全衛生水準の向上を図るため、快適な職場環境を形成することが義務付けられている。また、厚生労働大臣は、事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、必要な指針を公表することとされているが、当該指針に従い、事業者に対し指導を行うことはできない。

【No. 7】 労災保険に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 労災保険制度については、国の直営事業及び官公署の事業も含め、労働者を使用する全ての事業が適用事業となっている。また、個人経営の農林・畜産・水産の事業で一定のごく小規模なものについても、労働者を使用する場合には、労働者保護の観点から同制度が当然に適用される。
2. 労働者の業務災害について、労災保険により補償が行われた場合には、使用者は慰謝料を含む民事上の損害賠償責任を果たしたとみなされる。したがって、被災労働者は、労災保険給付が行われた価額の限度を超えて、使用者に対して、民事上の損害賠償請求をすることはできない。
3. 労働者が、上司から業務に関連してパワーハラスメントを受けたことに起因してうつ病を発症したとしても、就業を続けていれば、政府は保険給付を行わない。また、労働者が業務に関連して自殺したとしても、労働者の故意による死亡であるため、政府による保険給付の一部の支給が制限される。
4. 業務災害に関する保険給付である休業補償給付を受ける権利は、これを行使することができる時から3年を経過したときに、時効により消滅する。また、通勤災害に関する保険給付である休業給付を受ける権利は、これを行使することができる時から5年を経過したときに、時効により消滅する。
5. 労働者が故意に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となった事故を生じさせたときは、政府は保険給付を行わない。また、労働者が正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病又は障害の程度を増進させたときは、政府は保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

【No. 8】 我が国の就業に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 内閣府「男女共同参画白書」(令和6年版)によると、女性の年齢階級別労働力人口比率は、従前は結婚・出産期に当たる25～44歳を底とするM字カーブを描いていたが、令和5年にはM字カーブは解消され、男性と同様に完全な台形を描くようになった。
2. 内閣府「男女共同参画白書」(令和6年版)によると、テレワークを「導入している」企業の割合は、コロナ禍の令和2年に急増して約5割となった。それ以降も増加を続けており、令和4年には6割を超えている。
3. 総務省「労働力調査」により、役員を除く雇用者数を雇用形態別にみると、令和5年平均の正規の職員・従業員数は3年ぶりに増加した一方で、非正規の職員・従業員数は前年に続き減少した。
4. 総務省「労働力調査」により、令和5年平均の就業者数を地域別にみると、8地域(北海道、南関東、北関東・甲信、北陸、東海、近畿、九州及び沖縄)で前年に比べ増加し、3地域(東北、中国及び四国)で減少した。
5. 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況によると、令和5年10月末時点の在留資格別の外国人労働者の割合は、「技能実習」が最も多く、次いで「専門的・技術的分野の在留資格」、「身分に基づく在留資格」の順になっている。

【No. 9】 我が国の雇用失業情勢に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 厚生労働省「一般職業紹介状況」により、有効求人倍率(新規学卒者を除きパートタイムを含む。)の推移を年度別にみると、2020年度に大きく減少したが、2021年度から2022年度にかけて上昇した後、2023年度は微減となっている。
2. 総務省「労働力調査」により、完全失業率(男女計)の推移をみると、2014年から2019年にかけて低下し続けた後は上昇に転じ、2021年には5%を超える水準となった。2022年以降も上昇が続き、2023年には8%に近い水準となっている。
3. 総務省「労働力調査」により、非労働力人口(15歳以上人口から労働力人口を除いた人口)の推移をみると、男女計では2019年以降増加傾向にある。男女別にみると、男性の非労働力人口がおおむね同水準で推移しているのに対し、女性の非労働力人口は増加傾向にある。
4. 総務省「労働力調査」により、若年無業者(15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者)の数の推移をみると、2013年以降は減少傾向にあったが、2020年を底に増加傾向に転じ、2023年平均では約100万人となっている。
5. 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況により、外国人労働者数(各年10月末時点)の推移をみると、届出が義務化されて以降、一貫して増加傾向にあったが、2020年以降は減少に転じ、2023年は約150万人となっている。

【No. 10】 我が国の労働時間等に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 厚生労働省「労働経済白書」(令和6年版)によると、一般労働者(事業所規模5人以上)の月間総実労働時間は、働き方改革の取組の進展等を背景に一貫して減少を続けており、コロナ禍後の令和5年も前年と比べ減少した。
2. 厚生労働省「過労死等防止対策白書」(令和6年版)により、令和5年の労働者一人当たりの年間総実労働時間を主要産業別にみると、「運輸業、郵便業」、「建設業」、「卸売業、小売業」が全産業平均よりも長く、「情報通信業」、「製造業」は全産業平均よりも短くなっている。
3. 厚生労働省「過労死等防止対策白書」(令和6年版)によると、月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合は減少傾向にあり、令和5年は約5%となっている。その割合を企業の従業員規模別にみると、おおむね規模が小さいほど高くなっている。
4. 厚生労働省「令和6年就労条件総合調査」によると、令和5年の年次有給休暇の取得日数は令和4年より増加したが、付与日数も令和4年より増加したため、取得率は令和4年より微減となった。
5. 厚生労働省「令和6年就労条件総合調査」によると、令和6年1月時点で勤務間インターバル制度を導入している企業は全体の約5割となっている。また、同制度の導入予定はなく、検討もしていない企業について、その理由で最も多いのは、「当該制度を知らなかったため」である。

【No. 11】 我が国の賃金に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。なお、データは厚生労働省「令和 5 年賃金構造基本統計調査」による。

1. 一般労働者について、2023 年における企業規模別の賃金をみると、男女計の大企業の賃金は約 35 万円となっている。また、同年における大企業の賃金と小企業の賃金の差を男女別にみると、女性よりも男性の方が大きくなっている。
2. 一般労働者について、2023 年における賃金カーブを男女別にみると、男女ともに年齢階級が高くなるにつれて賃金も高く、55～59 歳が賃金のピークとなっており、男性は女性に比べて賃金の上昇が緩やかとなっている。
3. 一般労働者について、男性の賃金を 100 としたときの女性の賃金の推移をみると、2001 年には 50 を下回っていたが、2011 年に初めて 50 を超えて以降はおおむね上昇傾向にあり、2023 年には男性の賃金と同程度の水準となっている。
4. 一般労働者について、2023 年における産業別の賃金をみると、男女計では「情報通信業」が最も高く、次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」となっており、男性では「情報通信業」、女性では「製造業」が、それぞれ最も高くなっている。
5. 短時間労働者について、2023 年における 1 時間当たり賃金をみると、男女計で 1,500 円を上回っている。また、企業規模別に 1 時間当たり賃金をみると、男女計、男女別のいずれにおいても小企業が最も高く、次いで中企業、大企業の順になっている。

【No. 12】 我が国の労働組合や労使関係等に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 労働組合には、職業別組合、産業別組合、企業別組合等の様々な組織形態があり、産業別組合が日本の労働組合の主要な組織形態となっている。厚生労働省「令和5年労働組合基礎調査」によると、令和5年の推定組織率(雇用者数に占める労働組合員数の割合)は4割を超えている。
2. 人事労務管理の個別化や雇用形態の変化などに伴い、1990年代以降、個別労働紛争は長期的に減少傾向にある。一方、厚生労働省「令和5年労働争議統計調査」によると、労働争議の「総争議」(争議行為を伴う争議と争議行為を伴わない争議の合計)の件数は、長期的に増加傾向にある。
3. 労働組合は、労働者が複数人集えば自由に結成することが可能であるが、使用者及び行政の承認が必要である。厚生労働省「令和5年労働組合基礎調査」によると、令和元年から令和5年まで、対前年比で労働組合員数は増加し続けている。
4. 厚生労働省「令和5年労働組合活動等に関する実態調査」により、3年前(令和2年6月)と比べて組合員数が増加した理由をみると、「新卒・中途採用の正社員の組合加入」が「正社員以外の労働者の組合加入」よりも多い。また、同じく、組合員数が減少した理由をみると、「定年退職」が「正社員の採用の手控え」よりも多い。
5. 国家公務員は、労働基本権が制約されているが、争議権は認められている。国家公務員の労働基本権制約の代償措置として人事院が行う給与勧告があるが、令和6年の勧告は、令和5年の勧告に続き、月例給及び特別給を引き下げる内容であった。

これ以下は選択問題です。

選択問題は No. 13～No. 48 まであります。

これらの **36 題**のうち、任意の **28 題**を選んで解答してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 13】 幸福追求権に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有するが、現に犯罪が行われ若しくは行われたのち間もないと認められ、証拠保全の必要性及び緊急性があり、かつ、その撮影が一般的に許容される限度をこえない相当な方法をもって行われた警察官による犯人の容ぼう等の写真撮影については、その対象から除外することのできない状況にある第三者の容ぼう等を含むことになっても、憲法第 13 条に違反しない。

イ. 前科及び犯罪経歴のある者はその前科等をみだりに公表されないという法律上の保護に値する利益を有するが、市区町村長が、照会申出書に「中央労働委員会、地方裁判所に提出するため」とされた弁護士会からの前科等の照会に応じて、犯罪の種類や軽重を問わず、前科等の全てを報告することは公権力の違法な行使に当たらない。

ウ. 製造目的のいかんを問わず、酒類製造を一律に免許の対象とし、免許を受けないで酒類を製造した者を処罰することとした酒税法の規定は、自己消費目的の酒類製造の自由を制約するものであり、また、立法府の裁量権を逸脱し、著しく不合理であることが明白であるため、憲法第 13 条に違反する。

エ. 大学が重要な外国国賓講演会への出席希望者を把握するために学生に提供を求めた学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、個人識別等を行うための単純な情報であって、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではないから、プライバシーに係る情報として法的保護の対象にならない。

オ. 患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否する明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は人格権の一内容として尊重される。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、エ
4. ウ、エ
5. ウ、オ

【No. 14】 憲法第 22 条に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 国が積極的に、国民経済の健全な発達と国民生活の安定を期し、もって社会経済全体の均衡のとれた調和的発展を図るためにする、個人の経済活動に対する法的規制措置については、立法府がその裁量権を逸脱し、当該法的規制措置が著しく不合理であることが明白な場合に限り、裁判所は、これを違憲として、その効力を否定することができる。

イ. 公衆浴場法による公衆浴場の適正配置規制は、国民保健及び環境衛生の確保という消極的・警察的目的の規制であり、立法事実を照らして当該目的を達成するための必要かつ合理的な範囲内の手段であるとはいえないから、憲法第 22 条第 1 項に違反する。

ウ. 司法書士及び公共嘱託登記司法書士協会以外の者が他人の嘱託を受けて登記に関する手續について代理する業務等を行うことを禁止し、これに違反した者を処罰する司法書士法の規定は、公共の福祉に合致した合理的なものであって、憲法第 22 条第 1 項に違反しない。

エ. 憲法第 22 条第 2 項が定める外国に移住する自由には外国へ一時旅行する自由を含むものと解され、旅券発給を拒否することができるのは日本国の利益又は公安を害する行為を行う明白かつ現在の危険がある場合に限られる。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. ア、エ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 15】 内閣に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 内閣は、予見しがたい予算の不足に充てるため、国会の議決に基づき予備費を設けなければならない。予備費の支出については、内閣は事後に国会の承諾を得なければならないが、承諾を得られなかったとしてもその支出は無効とはならない。

イ. 内閣は国会に対し連帯して責任を負うが、衆議院及び参議院は、個別の国务大臣に対する不信任決議をすることができる。ただし、衆議院の当該決議は法的拘束力を持つが、参議院の当該決議は法的効力を持たない。

ウ. 内閣総理大臣は重要政策に関する基本方針などを閣議に発議し、また、閣僚はどのような案件であっても内閣総理大臣に閣議の開催を求めることができる。閣議の方式については、全閣僚が出席し全会一致で決定されなければならないことが内閣法で規定されている。

エ. 内閣総理大臣は、内閣という合議体において、単なる同輩中の首席ではなく首長の立場にある。また、内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で指名されるが、衆議院議員であっても参議院議員であってもよい。

オ. 国务大臣は、内閣総理大臣によって任命又は罷免され、この任免は天皇が認証する。国务大臣は、合議体としての内閣の構成員であるとともに各省庁の大臣でもあるのが通例であるが、行政事務を分担管理しない無任所の大臣を置くこともできる。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、エ
4. ウ、オ
5. エ、オ

【No. 16】 司法権に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づくものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであり、一般市民法秩序との直接の関係を有さないものであるから、裁判所は原則としてその適否を判断することができない。

イ. 憲法の最終的な有権解釈権である違憲審査権は、憲法上最高裁判所に付与された権能であることから、下級裁判所において訴訟の当事者が違憲の主張をした場合には、当該下級裁判所は、当該訴訟を最高裁判所へ移送しなければならない。

ウ. 政治犯罪、出版に関する犯罪又は憲法第3章で保障する国民の権利が問題となっている事件の対審は、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる場合であっても、常に公開しなければならない。

エ. 全ての裁判官は、心身の故障のため職務を果たすことができなくなったと司法裁判所の裁判により認められたときを除き、弾劾裁判所の罷免の判決を受けない限り罷免されることはない。弾劾の事由は、職務上の義務に著しく違反又は職務を甚だしく怠ったとき、及びその他職務の内外を問わず裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったときである。

1. ア
2. イ
3. ウ
4. エ
5. ウ、エ

【No. 17】 行政立法に関する次の記述のうち、判例に照らし、最も妥当なのはどれか。

1. ふるさと納税(個人住民税に係る特例控除の対象となる寄附金)の制度を利用することができる地方団体を総務大臣の指定に係らしめた地方税法の改正規定に基づく告示の規定のうち、当該改正規定の施行前における寄附金の募集及び受領について定める部分は、関係規定の文理や総務大臣に対する委任の趣旨等のほか、立法過程における議論を斟酌しても、法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効である。
2. 課税庁が従来所得区分を変更しようとする場合は、当該所得区分を規定した法令の改正を行わなければならない、事後に通達を発するなどして変更後の取扱いを納税者へ周知するなどの措置を講じたとしても、法令の改正によらず変更後の課税処分を実施することは違法、無効である。
3. 国家公務員の退職共済年金受給に伴う退職一時金の利子相当額の返還について定める国家公務員共済組合法の規定が、その利子の利率の決定に際して考慮すべき要素やその上限等について明確な基準となるものを明示することなく政令に委任していることは、退職一時金に付加して返還すべき利子の利率の定めを白地で包括的に政令に委任するものであり、当該規定は無効である。
4. 資本金等が一定額以上の法人の事業活動に対し臨時特例企業税を課することを定める条例の規定は、法人事業税に関する地方税法の強行規定である欠損金の繰越控除(各事業年度の法人税負担の平準化を図る制度)の適用を一部遮断することをその趣旨、目的とするものであっても、地方自治法において課税権が地方公共団体に認められている趣旨に徴すると、地方税法に違反するとはいえない。
5. 農地法が、国が強制買収により取得した農地につき売払いの対象となるべき土地を定める基準を同法施行令に委任している場合に、売払いの対象となる場合を同令所定の場合に限ることとし、それ以外の明らかに同法が売払いの対象として予定しているものを除外することになったとしても、法の委任の趣旨を逸脱する無効なものとはいえない。

【No. 18】 行政不服審査法に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立てをすることができる処分を口頭である場合、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立て等を行うことができる旨並びに不服申立て等をすべき行政庁及び不服申立て等を行うことができる期間を書面で教示しなければならない。
- イ. 審査庁は、再審査請求を行うことができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求を行うことができる旨並びに再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間を記載して、これらを教示しなければならない。
- ウ. 行政庁が不服申立てをすべき行政庁等の教示をしなかった場合、その処分について不服がある者は、その処分庁に不服申立書を提出することができる。
- エ. 行政庁は、利害関係人から、その処分が不服申立てを行うことができる処分であるかどうかにつき教示を求められたとき、これを教示する必要はない。
- オ. 審査請求を行うことができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすべき行政庁でない行政庁を審査請求をすべき行政庁として教示した場合、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該審査請求は無効となるが、審査請求の請求期間はその教示された行政庁に書面で審査請求がされた日の翌日から起算して3か月となる。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 19】 行政事件訴訟法に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 仮の義務付けは、義務付けの訴えの提起があった場合において、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があり、又は、本案について理由があるとみえるときにすることができると規定されている。

イ. 差止めの訴えは、一定の処分又は裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある場合に限り、提起することができると規定されている。ただし、その損害を避けるため他に適当な方法があるときは、この限りでない。

ウ. 無効等確認の訴えは、当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者に限り、提起することができると規定されている。

エ. 不作為の違法確認の訴えは、処分又は裁決についての申請をした者に限り、提起することができると規定されている。

オ. 取消訴訟についての取消判決の拘束力及び第三者効の規定は、差止めの訴えに準用されている。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、エ
4. ウ、オ
5. エ、オ

【No. 20】 国家賠償法に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. 警察官のパトカーによる追跡を受けて車両で逃走する者が惹起した事故により第三者が損害を被った場合において、当該追跡行為が国家賠償法第1条第1項の適用上違法であるというためには、追跡が現行犯逮捕、職務質問等の職務の目的を遂行する上で不必要であるだけでは足りず、逃走車両の走行の態様及び道路交通状況等から予測される被害発生 of 具体的危険性の有無・内容に照らして追跡の開始、継続若しくは方法が不相当であることを要する。

イ. 国会議員は、立法に関しては、原則として、国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないというべきであり、国会議員の立法行為は、その内容が憲法に違反し得ることを認識しながら当該立法を行った場合に限り、違法となる。

ウ. 国家賠償法第2条第1項の営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠き、他人に危害を及ぼす危険性のある状態をいい、かかる瑕疵の存否については、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきものである。

エ. 逮捕状は発付されたが、被疑者が逃亡中のため、逮捕状の執行ができず、逮捕状の更新が繰り返されているにすぎない時点で、被疑者の近親者が、被疑者のアリバイの存在を理由に、逮捕状の請求、発付における捜査機関又は令状発付裁判官の被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があったとする判断の違法性を主張して、国家賠償を請求することは許されない。

オ. 不動産の強制競売事件における執行裁判所の処分は、債権者の主張、登記簿の記載その他記録にあらわれた権利関係の外形に依拠して行われるものであり、その結果、関係人間の実体的権利関係との不適合が生じることがあり得るところ、権利者が強制執行法に定める救済の手続による救済を求めることを怠ったことにより損害が発生した場合、原則として、その賠償を国に対して請求することができる。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、オ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 21】 不在者の財産の管理及び失踪の宣告に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 家庭裁判所が選任した不在者の財産の管理人は、必要があるときは、裁判所の許可を得て、保存行為を超える行為をすることができる。
2. 失踪の宣告の結果、不在者の死亡が擬制されても、不在者との婚姻関係は終了せず、夫婦の一方が離婚の訴えを提起しなければ、離婚をすることはできない。
3. 失踪の宣告が取り消された場合において、その取消しは、将来に向かってのみ効力を生じ、その宣告後、取消し前までにした行為の効力に影響を及ぼすことはない。
4. 不在者の生死が5年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができ、不在者は、失踪の宣告を受けた時に、死亡したものとみなされる。
5. 不在者が自らその財産の管理人を置いていた場合には、家庭裁判所は、不在者の生死が明らかでないときであっても、管理人を改任することはできない。

koumuin-saiyo.jp

【No. 22】 不動産物権変動に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. Aが所有する建物を売買により取得したXは、AからXへの所有権移転登記が未了の場合、本件建物を権原なく占有するYに対して、所有権に基づく返還請求権を行使することができない。

イ. 通行地役権の要役地の所有者Aが地役権設定登記を了していない場合において、承役地が譲渡されたときは、当該譲渡の時に、承役地がAによって継続的に通路として使用されていることが、物理的状況から客観的に明らかであり、かつ、譲受人Bがそのことを認識していたとしても、単なる悪意者は民法第177条の第三者から除かれないため、特段の事情のない限り、Bは地役権設定登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有する第三者に当たる。

ウ. 所有者AからXが不動産を買い受けた後、AからXへの所有権移転登記が未了の間に、Bが当該不動産をAから買い受け、更にBから転得者Yが買い受けて登記を完了した場合に、たとえBが背信的悪意者に当たるとしても、Yは、Xに対する関係でY自身が背信的悪意者と評価されるのでない限り、当該不動産の所有権取得をもってXに対抗することができる。

エ. 自己が所有する土地をAに売り渡したXは、Aに当該土地を引き渡し、XからAへの所有権移転登記を了した後、当該土地の売買契約を解除した場合、その所有権復帰の登記を了しなければ、当該売買契約の解除後にAから当該土地を買い受けたYに所有権の復帰をもって対抗することができない。

オ. 自己が所有する土地をAに売り渡したYが、Aに当該土地を引き渡し、YからAへの所有権移転登記を了した後、当該土地の売買契約を解除した場合、当該売買契約の解除前にAから当該土地を買い受けたXは、AからXへの所有権移転登記を了していなくとも、Yに当該土地の所有権を主張することができる。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、エ
4. ウ、エ
5. ウ、オ

【No. 23】 A、B及びCが、債権者Dに対して300万円の金銭債務甲を連帯して負担し、負担部分は均等とする合意をした場合に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、民法第441条ただし書の別段の意思表示はないものとする。

1. AD間において、金銭債務甲を、AがD所有の建物の屋根を修理する内容の債務に代える旨の更改契約を行った場合、B及びCのDに対する金銭債務甲は消滅しない。
2. DがBに対して金銭債務甲と相殺適状にある150万円の金銭債務乙を負っている場合において、Bが甲と乙の相殺の意思表示をしない間に、DがAに300万円の支払を請求したときは、Aは、100万円についてその支払を拒むことができる。
3. DがBに対して金銭債務甲を免除する意思表示を行った場合、Dは、Cに対して300万円の支払を請求することはできない。
4. CがDに対して金銭債務甲の弁済として60万円を支払った場合、Cは、A及びBに対して求償することはできない。
5. CがDに対して金銭債務甲の弁済として300万円を支払った場合において、Bが無資力となっていたときは、CはAに対して100万円を限度として求償することができる。

【No. 24】 請負に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 目的物の引渡しを要する請負における報酬は、目的物が注文者に引き渡された後、注文者において目的物に契約不適合がないことを確認した後に、支払われなければならない。
2. 請負は、当事者の一方がある仕事の完成を約し、相手方がその仕事の結果に対してその当事者に報酬を与えることを約することだけでなく、原則として、書面によらなければ効力は生じない。
3. 目的物の引渡しを要しない請負において、仕事の完成が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能になった場合でも、注文者は、なお履行の請求をすることができる。
4. 請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる。
5. 目的物の引渡しを要する請負の請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡した場合において、その不適合が注文者の供した材料の性質によって生じたときは、注文者は、原則として、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできないが、報酬の減額の請求はすることができる。

【No. 25】 親子に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 未成年者や成年被後見人が認知をする場合は、法定代理人の同意が必要である。

イ. 特別養子縁組は、原則として家庭裁判所の審判によって成立するが、一定の要件を満たせば、養子となる者の父母と養親となる者との合意のみによっても成立する。

ウ. 嫡出否認の訴えは、父からのみ行うことができ、その出訴期間は子の出生を知った時から1年である。

エ. 認知は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによってする。また、遺言によっても認知をすることができる。

1. ア
2. イ
3. エ
4. ア、ウ
5. ア、エ

koumuin-saiyo.jp

【No. 26】 共犯に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. XとYの二人でAに対し暴行を加え傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の軽重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、XとYの意思の連絡がない場合であっても、共同正犯として扱われることから、傷害罪の共同正犯が成立する。この事例において、仮にAが同傷害により死亡に至った場合には、XとYには傷害致死罪の共同正犯は成立せず、傷害罪の共同正犯が成立するにとどまる。
2. Xは、殺人の目的を有するYから、殺人に使用する毒物の入手を依頼され、その毒物が殺人に使用されることを認識しながら、入手した毒物をYに渡したところ、結果として、Yのその毒物による殺人が予備に終わった場合には、実行行為に着手していない予備罪の共同正犯は成立し得ないことから、Xに殺人予備罪の共同正犯は成立しない。
3. スナックのホステスであった母親Xが同スナックの経営者のAから金品の強取を企て、13歳の息子Yに、覆面をした上でエアガンを突きつけて脅迫するなどの方法で金品を強取するよう、Yの意思を抑圧するに足る程度のものではない形で指示命令を行い、Yが自らの意思でXの指示どおりに強盗の実行をし、奪ってきた金品を全てXが領得した場合には、Xは何ら実行行為に携わっていないことから、Xには強盗罪の共同正犯は成立せず、教唆犯が成立するにとどまる。
4. XとYは、事前にAの住宅に侵入して強盗に及ぶことを共謀した上で、見張り役のXは、既に住居内に侵入していたYが強盗行為に着手する前の段階において、Yに対して電話をかけ、「やっぱり犯行をやめた方が良く。先に帰る。」などと一方的に伝え、待機していた現場から離脱した後、Yが計画どおりに強盗を実行した場合には、Xが離脱したのは強盗行為に着手する前であることから、当初の共謀関係が解消され、XとYには強盗罪の共同正犯は成立しない。
5. Yは、日頃から恨んでいたAに暴行を加え、Aを気絶させたが、たまたまXが近づいてきたのを察知し逃走した。XはYが逃走したことを奇貨として、依然気絶した状態にあるAのポケットを探り財物を取得した。この場合、XはYとの間で意思の連絡を行ったわけではなく、Yが作り出した状態を利用したにすぎないことから、Xには窃盗罪の単独犯が成立するにとどまる。

【No. 27】 罪数に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. 牽連犯は、犯罪の手段又は結果である行為が他の罪名に触れるときをいうが、恐喝の手段として監禁が行われた場合には、両罪は、犯罪の通常の状態として手段又は結果の関係にあるとはいえず、牽連犯の関係にはない。
2. 数罪が科刑上一罪の関係にある場合に、その最も重い罪の刑が懲役刑のみで、その他の罪に罰金刑の任意的併科の定めがある場合、最も重い懲役刑にその他の罪の罰金を併科することはできない。
3. 観念的競合は、1個の行為が2個以上の罪に触れる場合をいうが、ここでいう1個の行為は作為であることを要するため、その行為が不作为の場合には、観念的競合ではなく併合罪関係となり、刑が加重されることとなる。
4. 教唆行為又は幫助行為が1個の行為で行われ、その結果、正犯が複数個の犯罪を実行した場合には、複数個の教唆・幫助罪は、観念的競合ではなく併合罪関係となり、刑が加重されることとなる。
5. 他人の住居に侵入して、順次3人を殺害した場合には、各殺人は住居侵入罪と牽連犯の関係にあるものの、3個の殺人罪は併合罪関係となり、刑が加重されることとなる。

【No. 28】 放火の罪に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. Aに恨みをもったXが、A一人が住居に使用するA所有の家屋の中でAを殺害した後に、証拠隠滅をするべく誰もいない当該家屋に放火し焼損させた場合、Xには現住建造物等放火罪が成立する。
2. Xが集合住宅であるマンション内部に設置されていたエレベーターのかご内で火を放ち、その側壁として使用されている化粧鋼板の表面約0.3平方メートルを焼損させた場合、エレベーターのかごは現に人がいる建造物とはいえないから、Xには現住建造物等放火罪は成立しない。
3. 本殿、拝殿、社務所等の建物が回廊等によって接続されている社殿において、夜間も神職等が社務所等で宿直をしており、その社殿の一部にXが放火し焼損させた場合において、物理的にも機能的にも本件社殿全体が一体の構造として日夜人の起居に利用されていた場合であっても、Xには現住建造物等放火罪は成立しない。
4. Xが、自己の経営する会社の従業員を交代で泊まり込ませていた家屋について、従業員全員を海外旅行に連れ出して、誰もいないことを確認した上で放火し焼損させた場合には、当該家屋が人の起居の場所として日常使用されていたものであり、本件犯行時においてもその使用形態に変更がなかったとしても、Xには現住建造物等放火罪は成立しない。
5. Xは、駐車場に無人でとめられていたAの自動車に放火し、焼損させた。放火の際、駐車していたAの自動車から約4メートルの位置には2台の自動車が無人でとめられており、同じく約3メートルの位置にはゴミ集積所があり、これらには延焼の危険が及んだが、周囲の建造物等に延焼する危険はなかった。この場合、建造物等以外放火罪における「公共の危険」は建造物等に対する延焼の危険に限られず、不特定又は多数の人の生命、身体等に対する危険も含まれるため、Xには建造物等以外放火罪が成立する。

【No. 29】 二つの財  $i = 1, 2$  の消費量を  $x_i$  として、効用関数が、

$$u(x_1, x_2) = x_1^a x_2^{1-a}$$

の消費者を考える。なお、 $a$  は  $0 < a < 1$  を満たす定数である。第  $i$  財の価格を  $p_i (> 0)$ 、所得を  $I (> 0)$  とした場合、各財の最適な消費量として最も妥当なのはどれか。

1.  $x_1 = \frac{aI}{p_1}$ 、 $x_2 = \frac{I}{p_2}$
2.  $x_1 = \frac{aI}{p_1}$ 、 $x_2 = \frac{(1-a)I}{p_2}$
3.  $x_1 = \frac{I}{p_1}$ 、 $x_2 = \frac{(1-a)I}{p_2}$
4.  $x_1 = \frac{I}{ap_1}$ 、 $x_2 = \frac{I}{(1-a)p_2}$
5.  $x_1 = \frac{I}{(1-a)p_1}$ 、 $x_2 = \frac{I}{ap_2}$

【No. 30】 X財とY財の2財を消費する、ある消費者の効用関数は以下のように与えられる。

$$u = x^2 y^2 \quad (u: \text{効用水準}, x: \text{X財の消費量}, y: \text{Y財の消費量})$$

ただし、消費者は効用を最大化するものとする。

当初、この消費者の所得は12であり、X財の価格は3、Y財の価格は2であった。

Y財の価格は変化せず、X財の価格が12に上昇した場合も、この消費者はX財の価格上昇前と同じ効用水準を達成したい。このとき、価格上昇後の所得として最も妥当なのはどれか。

1. 16
2. 24
3. 36
4. 48
5. 60

koumuin-saiyo.jp

【No. 31】 生産量、労働、資本をそれぞれ  $y$ 、 $L$ 、 $K$  としたときの企業の生産関数が、

$$y = F(L, K) = AL^{\frac{1}{2}}K^a$$

であるとする( $A$ ,  $a$  は正の定数)。資本量  $K$  が固定されている短期の利潤最大化問題について、生産物価格を  $p(>0)$ 、賃金を  $w(>0)$  としたとき、生産量として最も妥当なのはどれか。

ただし、生産関数は規模に関する収穫一定を満たすとし、また、資本は企業の所有者によって所有され、資本に対する費用はゼロであるものとする。

1.  $A\frac{4p}{w}K$
2.  $A^2\left(\frac{p}{w}\right)^2K$
3.  $A^{\frac{1}{2}}\left(\frac{2p}{w}\right)^{\frac{1}{2}}K$
4.  $A^{\frac{1}{2}}\left(\frac{4p}{w}\right)^2K$
5.  $A^2\frac{p}{2w}K$

【No. 32】 ある財の市場の需要曲線は以下のように与えられる。

$$x = 40 - P \quad (x: \text{需要量}, P: \text{価格})$$

また、この市場は企業 1、企業 2 の二つの企業から成り立っており、財の生産における各企業の費用関数は、それぞれ以下のように与えられる。

$$C_1 = \frac{1}{2}x_1^2 \quad (C_1: \text{企業 1 の総費用}, x_1: \text{企業 1 の生産量})$$

$$C_2 = 4x_2 \quad (C_2: \text{企業 2 の総費用}, x_2: \text{企業 2 の生産量})$$

ただし、 $x_1 > 0$ 、 $x_2 > 0$  とする。

二つの企業が共謀し、利潤の和が最大となるように行動するとき、それぞれの企業の生産量の組合せとして最も妥当なのはどれか。

|    | $x_1$ | $x_2$ |
|----|-------|-------|
| 1. | 2     | 16    |
| 2. | 4     | 14    |
| 3. | 5     | 10    |
| 4. | 14    | 4     |
| 5. | 16    | 2     |

【No. 33】 ある個人の効用は所得に依存し、効用関数は以下のように与えられる。

$$u = \sqrt{x} \quad (u: \text{効用水準}, x: \text{所得})$$

この個人が職業Aを選択した場合、所得は不確実であり、40 % の確率で 100、60 % の確率で 900 になるとする。他方、職業Bを選択した場合、所得  $y$  が確実に得られるとする。

職業Aと職業Bが無差別になるとき、職業Bを選択した場合に得られる所得  $y$  として最も妥当なのはどれか。ただし、個人は期待効用の最大化を図るものとする。

1. 324
2. 400
3. 420
4. 484
5. 580

koumuin-saiyo.jp

【No. 34】 次は、デフレ・ギャップ又はインフレ・ギャップと求められる財政・金融政策に関する記述であるが、A～Dに当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。

は、完全雇用国民所得水準のときに発生する超過供給の大きさのことであり、これを埋めるための政策としては、例えば、 が求められる。

一方、完全雇用国民所得水準のときに超過需要が発生している場合の政策としては、例えば、 や  が求められる。

| A            | B       | C  | D      |
|--------------|---------|----|--------|
| 1. デフレ・ギャップ  | 政府支出の削減 | 減税 | 金融引締め策 |
| 2. デフレ・ギャップ  | 政府支出の拡大 | 減税 | 金融緩和策  |
| 3. デフレ・ギャップ  | 政府支出の拡大 | 増税 | 金融引締め策 |
| 4. インフレ・ギャップ | 政府支出の削減 | 増税 | 金融引締め策 |
| 5. インフレ・ギャップ | 政府支出の削減 | 減税 | 金融緩和策  |

【No. 35】 ある国のマクロ経済モデルは以下のように与えられる。

$$Y = C + I + G \quad (Y: \text{国民所得}, C: \text{消費}, I: \text{投資}, G: \text{政府支出})$$

$$C = 0.7(Y - T) + 30 \quad (T: \text{租税})$$

$$I = 110 - 3r \quad (r: \text{利子率})$$

$$L = 0.25Y - 1.5r + 190 \quad (L: \text{貨幣需要})$$

$$L = M \quad (M: \text{貨幣供給})$$

租税が 40、政府支出が 16、貨幣供給が 6、それぞれ増加したとき、均衡国民所得の変化として最も妥当なのはどれか。ただし、モデル内の全ての変数は正の値をとるものとする。

1. 70 減少する。
2. 35 減少する。
3. 変化しない。
4. 35 増加する。
5. 70 増加する。

【No. 36】 閉鎖経済における IS-LM 分析に関する A～E の記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ただし、グラフを描いた場合、縦軸に利子率を、横軸に国民所得をとるものとする。

- A. 投資の利子弾力性がゼロである場合、利子率が変化しても投資水準は変化しないため、IS 曲線は水平になる。
- B. IS 曲線が非弾力的で LM 曲線が弾力的である場合、財政政策を行うよりも金融政策を行った方が、国民所得の増加は大きくなる。
- C. IS 曲線が弾力的で LM 曲線が非弾力的である場合、財政政策を行うよりも金融政策を行った方が、国民所得の増加は大きくなる。
- D. 流動性のわなの状態においては、財政政策を行うとその額と同じだけのクラウディング・アウトが発生するため、財政政策は無効になる。
- E. 貨幣需要が利子率に依存しない場合、LM 曲線は垂直となり、財政政策を行ったとしても利子率を上昇させるのみで、国民所得に全く影響を与えない。

- 1. A、B
- 2. A、C
- 3. B、D
- 4. C、E
- 5. D、E

【No. 37】 ある経済のマクロ的生産関数は以下のように与えられる。

$$Y = AK^{0.3}L^{0.7} \quad (Y: \text{実質 GDP、} A: \text{全要素生産性、} K: \text{資本量、} L: \text{労働量})$$

資本の成長率が 2 %、労働の成長率が 3 %、技術進歩率が 1 % のとき、労働人口一人当たりの経済成長率として最も妥当なのはどれか。

1. 0.4 %
2. 0.5 %
3. 0.6 %
4. 0.7 %
5. 0.8 %

koumuin-saiyo.jp

【No. 38】 内閣府「経済財政白書」(令和6年版)における我が国の消費動向に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 家電販売額をみると、コロナ禍の際の巣ごもり需要以来、生活スタイルが変化し、令和3年から令和6年前半まで名目・実質ともに増加が続いている。品目別では、近年の猛暑による買換えが一巡したことから、令和5年以降エアコンは減少が続いている。
2. 宿泊業における延べ宿泊者数をみると、令和5年以降、コロナ禍に係る水際対策の緩和や円安の効果などにより外国人の増加傾向が続いているほか、日本人宿泊者数も大幅な増加傾向が続いている。これに伴い、令和6年5月の宿泊稼働率はほぼ100%となっている。
3. 外食売上高をみると、コロナ禍を経て増加傾向が続いている。また、店舗数の増加が続く一方で、物価上昇による影響を受けて客数は大きく減少しているため、令和4年以降、店舗当たりの売上高は減少傾向が続いている。
4. 令和3年から令和5年までの国民経済計算ベースの名目家計可処分所得の変化をみると、令和3年1～3月期と比べ、令和5年10～12月期は雇用者報酬が減少したものの、大幅な減税措置などもあり、可処分所得の伸びは5%を超えている。
5. 消費者態度指数から消費者マインドをみると、令和5年秋以降、食料品を中心に物価上昇ペースが緩やかになったことや、令和6年の春季労使交渉での賃上げなどにより改善傾向で推移してきたが、令和6年春以降には改善に足踏みがみられた。

【No. 39】 我が国の経済の状況に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 実質 GDP 成長率についてみると、2022 年度は好調な民間需要に支えられ、前年度比で 3 % を超えるプラスとなった。2023 年度は、2024 年初めに起こった能登半島地震の影響もあり、前年度比でマイナスとなった。
2. 内閣府「令和 6 年版経済財政白書」により、企業収益のうち、経常利益についてみると、全規模全産業では、2020 年の第 I 四半期から 2024 年の第 I 四半期現在まで緩やかに減少しており、特に規模が大中堅の非製造業において、減少傾向が著しかった。
3. 消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)の前年同月比についてみると、2020 年半ばから 2021 年半ばまではマイナス傾向であったが、2021 年後半にプラスに転じ、その後はプラス幅が拡大し、2023 年 1 月では 4 % を上回っている。
4. 日本銀行は、2013 年に初めてマイナス金利政策を導入し、当該政策を継続してきたが、2024 年 3 月に当該政策を解除し、政策金利を 0.5 % に引き上げた。その後、日本銀行が数次にわたって政策金利を引き上げた結果、2024 年 12 月現在、政策金利は 2 % を超えている。
5. 内閣府「令和 6 年版経済財政白書」により、家計部門の金融資産残高についてみると、2000 年代以降は増加傾向であったが、2000 年代後半のリーマンショックを契機として減少に転じ、2024 年現在まで減少傾向が続いている。また、2024 年の家計における金融資産の資産別構成比についてみると、「現金・預金」の割合が「株式等」よりも小さい。

【No. 40】 米国及び中国の経済に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 経済産業省「令和 6 年版通商白書」により、2023 年の国・地域別の実質 GDP 成長率の見通しをみると、先進国では、米国の成長率が最も低く、先進国全体の成長率を大きく下回っている。また、中国の成長率も、新興国・発展途上国全体の成長率を大きく下回っている。
2. 内閣府「世界経済の潮流 2024 年 I」により、米国の財輸入相手国のシェアの推移をみると、2023 年は、2009 年以来 14 年連続で首位であった中国が 2 位となり、フランスが首位に浮上した。中国は、1970 年代以降急速にシェアを拡大したが、第一次トランプ政権が中国に対して追加関税措置を開始した 2018 年以降、シェアを縮小し、2023 年には約 25 % となっている。
3. 内閣府「世界経済の潮流 2024 年 I」により、米国の消費者物価指数(総合)の前年同月比をみると、2022 年半ばに 10 % 近くまで上昇した後、低下したが、その後は横ばいで推移し、2024 年 5 月では 5 % を下回っている。
4. 内閣府「世界経済の潮流 2024 年 I」により、2024 年半ばの中国の都市部調査失業率をみると、若年失業率(16-24 歳。学生を除く。)は 13 % 程度となっており、全体の失業率を下回っている。若年者の失業の背景としては、高学歴志向によるミスマッチ失業の増加が指摘されており、2022 年時点で、中国の学士号・修士号取得者比率は約 70 % と日本を大きく上回っている。
5. 内閣府「世界経済の潮流 2024 年 I」により、近年の中国の不動産市場をみると、2021 年 9 月に、大手不動産企業の信用不安が表面化したが、不動産市場支援策の導入を受け、2021 年末から 2022 年末にかけて住宅価格は大幅に上昇に転じた。その後も、2024 年半ばまで全国の主要都市において、住宅価格は上昇が続いている。

【No. 41】 欧州の経済の状況に関するA～Dの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- A. ユーロ圏の実質 GDP 成長率(前年比)についてみると、2023 年の成長率は 2022 年のそれと比べて低下している。また、2023 年の実質 GDP 成長率(前年比)を国別にみると、フランスやイタリアは、プラスとなっており、また、ドイツよりも高くなっている。
- B. ユーロ圏の消費者物価指数(総合、前年同月比)についてみると、2023 年 1 月から 2024 年 8 月までプラス幅が拡大している。欧州中央銀行(ECB)は、物価上昇を受けて 2023 年 9 月から段階的に政策金利を引き上げており、2024 年 9 月時点では 5 % を超えている。
- C. 英国の失業率(季節調整値)についてみると、2023 年 1 月から 2024 年 7 月まで 6 % 台で推移している。また、ユーロ圏の失業率(季節調整値)についてみると、2023 年 1 月から 2024 年 7 月まで 4 % 前後で推移しており、英国と比べて低くなっている。
- D. ウクライナの実質 GDP 成長率(前年比)についてみると、2020 年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いマイナスであったが、2021 年には回復し、プラスとなった。その後、ロシアによる侵略の影響により、2022 年は 20 % を超えるマイナスであったが、2023 年は再びプラスとなっている。

- 1. A、B
- 2. A、D
- 3. B、C
- 4. B、D
- 5. C、D

【No. 42】 消費財の量を  $C$ 、週当たりの余暇時間を  $L$  として、ある個人の効用関数が、

$$U(C, L) = (C - 20,000) \times (L - 80)$$

で与えられているとする。消費財価格は 1 であり、また、この個人は週 168 時間を余暇と労働に割り振るものとする。この個人の時間当たり賃金は 500 であり、また週に 32,000 の非労働所得を得ているとする。この個人が所得の全てを消費財の購入に充てるとすると、この個人の週当たりの最適余暇時間  $L$  として最も妥当なのはどれか。

1. 104
2. 112
3. 120
4. 128
5. 136

koumuin-saiyo.jp

【No. 43】 他国からの労働者の流入が、自国の労働者の賃金と雇用に与える短期的な影響に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

ただし、縦軸に賃金、横軸に雇用量をとってグラフを描いた場合の労働供給曲線は右上がりとし、労働需要曲線は右下がりとする。

1. 自国と他国の労働者が完全代替的である場合、労働供給曲線は左方向にシフトし、労働需要曲線は右方向にシフトする。その結果、自国の労働者の賃金は下落し、雇用は増加することになる。
2. 自国と他国の労働者が完全代替的である場合、労働供給曲線は左方向にシフトし、労働需要曲線は不変である。その結果、自国の労働者の賃金は上昇し、雇用は増加することになる。
3. 自国と他国の労働者が完全代替的であるか補完的であるかにかかわらず、労働供給曲線も労働需要曲線も不変である。したがって、自国の労働者の賃金も雇用も不変である。
4. 自国と他国の労働者が補完的である場合、労働供給曲線は右方向にシフトし、労働需要曲線が左方向にシフトする。その結果、自国の労働者の賃金は下落し、雇用は減少することになる。
5. 自国と他国の労働者が補完的である場合、労働供給曲線は不変であるものの、労働需要曲線が右方向にシフトする。その結果、自国の労働者の賃金は上昇し、雇用は増加することになる。

【No. 44】 我が国の労働経済の状況に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 厚生労働省「労働経済白書」(令和6年版)によると、令和6年の企業の倒産件数は令和5年に引き続き前年を下回った。倒産の要因のうち、人手不足関連倒産の内訳では「従業員退職型」の件数が最も多く、次いで「人件費高騰型」、「後継者難型」の順になっている。
2. 厚生労働省「労働経済白書」(令和6年版)によると、令和5年においても令和3年以降に引き続き就業者数及び雇用者数は減少傾向にある一方で、完全失業者数、非労働力人口、休業者数は増加傾向となっている。
3. 厚生労働省「労働経済白書」(令和6年版)によると、転職者(過去1年以内に離職経験のある就業者)数は、令和5年は令和4年に引き続き前年を上回った。前職の離職理由別の転職者数の推移をみると、令和5年は令和4年に引き続き「より良い条件の仕事を探すため」で増加がみられる。
4. 厚生労働省「労働経済白書」(令和6年版)により、令和6年3月卒の新規学卒者について令和5年10月時点の就職内定率をみると、大学卒では50 % 程度、高校卒及び専修学校(専門課程)卒では30 % 程度となっている。
5. 内閣府「経済財政白書」(令和6年版)によると、パート・アルバイトの採用経路のうち、スポットワークのマッチングサービスによる就労人数(延べ)は、営業や販売の職種を中心に令和6年3月までの4年間で2倍近くまで急速に増加している。

【No. 45】 社会保障等に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 内閣府「高齢社会白書」(令和 6 年版)によると、高齢化率(65 歳以上人口が総人口に占める割合)は、2023 年 10 月 1 日現在、40 % を超えている。また、2020 年を基準年として、都市規模別に 65 歳以上人口の推移をみると、人口 5 万人未満の都市では増加し続ける見込みである。
2. 国立社会保障・人口問題研究所「令和 4 年度社会保障費用統計」により、2022 年度の社会保障給付費を「医療」、「年金」、「福祉その他」に分類して部門別にみると、「年金」、「医療」、「福祉その他」の順に額が多い。また、前年度比をみると、「医療」、「年金」、「福祉その他」の順に伸び率が高い。
3. 我が国の公的年金制度は、現役世代の保険料負担により、その時々の高齢世代の年金給付をまかなう世代間扶養である積立方式を基本とした仕組みで運営されている。年金積立金の運用は、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が、短期的なりターンを重視して行っている。
4. 厚生労働省「厚生労働白書」(令和 6 年版)によると、自殺者数は 1998 年から増加し続けており、2023 年の年間自殺者数は 10 万人を超えている。また、同年の女性の年間自殺者数は男性のその 2 倍を超えている。
5. ILO は、全ての人が可能な最高の健康水準に到達することを目的として、感染症対策、医薬品・食品安全対策、健康増進対策等を行う国際機関である。また、WHO は、労働条件の改善を通じて社会正義の実現等に寄与することを目的として、雇用・労働の分野における国際的な取組みを行う国際機関である。いずれの国際機関も、本部は米国のニューヨークにある。

【No. 46】 我が国の医療、雇用、福祉を取り巻く状況に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、2022年10月1日から、75歳以上の者等で一定以上の所得がある者は、医療費の窓口負担割合を1割から2割とする見直しが行われた。なお、現役並み所得者の窓口負担割合は、引き続き3割とされた。
2. 厚生労働省「令和5年度雇用均等基本調査」により、企業において正社員・正職員に占める女性の割合をみると、約20%と前回(令和4年度)調査よりも低下している。また、令和5年春卒業の新規学卒者を正社員・正職員として採用した企業について採用区分ごとにみると、総合職では「男女とも採用」した企業の割合よりも「男性のみ採用」した企業の割合の方が高かった。
3. 介護保険制度は、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして1980年代後半に創設され、介護を必要とする高齢者を支える制度として定着・発展している。2022年3月末には、65歳以上の被保険者数は約5,800万人と制度創設時の約4倍となり、要介護(要支援)認定者の数は約1,200万人と制度創設時の約5倍となった。
4. 厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」によると、母子世帯の推計世帯数は約220万世帯となっており、父子世帯の約5万世帯を大きく上回っている。また、母子世帯の母自身の平均年間収入は約230万円であるのに対し、父子世帯の父自身の平均年間収入は約700万円となっている。
5. 厚生労働省「厚生労働白書」(令和6年版)によると、2024年2月時点の生活保護受給者数は約330万人であり、対前年同月比は2015年以降増加傾向にある。また、世帯類型別の被保護世帯数の動向をみると、「高齢者世帯」は増加率が拡大しており、「母子世帯」は対前年同月比が約11年連続でプラスとなっている。

【No. 47】 M. フーコーに関する記述として最も妥当なのはどれか。

1. 『自殺論』において、自殺を、個人的動機ではなく、社会的統合と社会的規制という社会的要因によって説明し、集団本位的自殺、自己本位的自殺、アノミー的自殺、宿命的自殺に類型化した。
2. 『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』において、プロテスタンティズムの倫理に支えられた禁欲的生活態度が、逆説的にも近代資本主義を発展させる上で重要であったと論じた。
3. 『シンボリック相互作用論』において、①人は意味に基づいて行為する、②意味は社会的相互作用において形成される、③意味は人によって解釈されるとして、社会は、人々の相互行為を通じて絶えず変化する動的なものであることを強調した。
4. 『監獄の誕生』において、監獄施設である「パノプティコン(一望監視施設)」を挙げて、身体の規律訓練を通して自発的に支配に服従する主体を作り上げるという近代社会の権力の在り方を明らかにし、この権力は、学校、工場、病院などでも共通して見いだされたとした。
5. 『マクドナルド化する社会』において、ファストフード店で取り入れられている効率性、計算可能性、予測可能性などの諸原理が現代社会の様々な領域に広がっているとし、これを「マクドナルド化」と呼んだ。

【No. 48】 逸脱に関する学説についての記述として最も妥当なのはどれか。

1. C. ロンブローゾは、『犯罪人論』を著し、多くの人の身体を計測して得られたデータに基づき、犯罪者には生まれつき特有の身体的特徴があるという生来性犯罪人説を提唱した。
2. H. S. ベッカーは、ホワイトカラー層が私生活で行う犯罪を研究対象とし、犯罪は人格や素質ではなく、学習の結果であるという分化的接触理論を提唱した。
3. E. H. サザランドは、シカゴ市の犯罪少年や成人犯罪者の地域的分布について分析し、都市の中心から遠ざかるにつれて、犯罪の発生率が増加することを明らかにした。
4. É. デュルケムは、他者や社会から好ましいとみなされる属性を「スティグマ」と呼び、スティグマは、それをもつ者にとって、逸脱を抑止する力として作用すると主張した。
5. P. コンラッドとJ. W. シュナイダーは、『アウトサイダーズ』を著し、狂気、アルコールの連続使用、子供の落ち着きのなさといった逸脱行動について、病として全て医療の対象とすべきであると論じた。

U7－2025 労働基準監督A 専門（多肢選択式）

正答番号表

| No | 正答 | No | 正答 | No | 正答 |
|----|----|----|----|----|----|
| 1  | 4  | 21 | 1  | 41 | 2  |
| 2  | 1  | 22 | 4  | 42 | 5  |
| 3  | 5  | 23 | 2  | 43 | 5  |
| 4  | 5  | 24 | 4  | 44 | 3  |
| 5  | 1  | 25 | 3  | 45 | 2  |
| 6  | 2  | 26 | 5  | 46 | 1  |
| 7  | 5  | 27 | 1  | 47 | 4  |
| 8  | 4  | 28 | 5  | 48 | 1  |
| 9  | 1  | 29 | 2  |    |    |
| 10 | 3  | 30 | 2  |    |    |
| 11 | 1  | 31 | 5  |    |    |
| 12 | 4  | 32 | 2  |    |    |
| 13 | 2  | 33 | 4  |    |    |
| 14 | 2  | 34 | 3  |    |    |
| 15 | 5  | 35 | 3  |    |    |
| 16 | 3  | 36 | 4  |    |    |
| 17 | 1  | 37 | 4  |    |    |
| 18 | 3  | 38 | 5  |    |    |
| 19 | 3  | 39 | 3  |    |    |
| 20 | 4  | 40 | 3  |    |    |